

工場立地法に基づく緑地率等の見直しについて

(静岡県経済産業部企業立地推進課)

1 町部における緑地率等の見直し状況

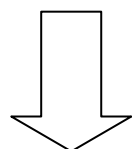
(1) 要旨

企業立地や事業活動を活発化していく上での各種規制等の見直しの一環として、工場立地法に基づく県条例制定により、町部における緑地面積率及び環境施設面積率（以下「緑地率等」という）の見直しを実施。

今回の条例制定に当たっては、工場緑化の推進には、産業成長と地域環境（自然環境や生活環境）との両立・調和を図っていくことが重要であることから、県レベルの同様の条例では初めて、県の基本理念を条例に盛り込むこととした。

(2) 工場立地法に基づく要件

根 拠	工場立地法（第4条で定める「工場立地に関する準則」）	
対 象	特定工場（敷地面積 9,000 m ² 以上または建物面積 3,000 m ² 以上）	
要 件	緑地面積率	20%以上（植栽、芝生、花壇等）
	環境施設面積率	25%以上（太陽光パネル、運動施設、調整池等）
	重複緑地率	緑地面積率の 1/4 まで（屋上緑化、緑化ブロック等）



- ・ 都道府県及び全ての市は、都市計画法に定める用途地域を基準に、一定の範囲で緑地率等を変更することが可能（本県は 13 市が実施）
- ・ 町村へは権限移譲されていないため、県での条例制定が必要

(3) 条例制定に基づく改正内容

[方 針]

- ア 町の土地利用の考え方を尊重し、環境保全の取組等と矛盾させない。
- イ 本県における企業の事業活動が、現状より、有利になるよう見直す。
- ウ 単なる率の増減ではなく、企業の工夫・努力を反映可能な制度とする。

要件 \ 区域(都市計画法)	第1種 (住宅地域、 商業地域)	第2種 (準工業地域)	第3種 (工業地域、 工業専用地域)	第4種 (その他、用途指定 がない混在地域)
緑地面積率	20%以上 * (現状通り)	15%以上	10%以上	20%以上 * (現状通り)
環境施設面積率	25%以上 * (現状通り)	20%以上	15%以上	25%以上 * (現状通り)
重複緑地率	緑地面積率の 1/2 まで算入可能			

(4) スケジュール

平成 26 年度	産業成長戦略会議にて検討
平成 27 年 2 月	2 月議会上程、3 月 20 日告示
平成 27 年 10 月	県条例の施行（条例の基本理念の周知期間を経て施行）